

介護予防通所介護重要事項説明書

1. 在宅サービスセンターの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

所 在 地	東京都葛飾区水元 1 - 2 6 - 2 0
介護保険事業所番号	通所介護（東京都 1 3 7 2 2 0 0 8 0 6 号）
サービスを提供する対象地域	葛飾区内 (送迎サービスを利用される場合は、送迎が可能な地域)

(2) 同センターの職員体制

職種	員数	業務内容
管 理 者	1 人	センターの業務を統括します。
生活相談員	3 人（専従 2、兼務 1）	指定通所介護のご利用申込に係る調整、お客様の日常生活上の介護、 その他必要な業務の提供を行います。
看護職員	3 人（専従 1、非常勤 2）	お客様の心身の状況等を的確に把握し、日常生活上の健康管理、介護、 その他必要な業務の提供を行います。
介護職員	1 2 人（専従 3、非常勤 7、兼務 2）	お客様の心身の状況等を的確に把握し、日常生活上の介護、健康管理、 その他必要な業務を行います。
機能訓練指導員	1 人（看護師と兼務）	日常生活を営むのに必要な心身機能の低下の防止及び維持回復を図るために 必要な訓練を行います。
栄養士	1 人（介護職と兼務）	献立作成、栄養量計算、食事記録、調理員の指導等の食事業務全般及び お客様の栄養指導を行います。
事務職員	1 人（介護職と兼務）	事業に必要な事務及び従事者の補助的業務を行います。
調 理 員	業務委託	給食業務に従事します。

(3) 同施設の設備概要

定員 50名

食堂、厨房、機能訓練室、静養室、相談室、事務室、浴室（介助浴槽・特殊浴槽）、送迎車

(4) 営業時間（サービス提供時間）及び定休日

月～土 午前9時～午後5時

定休日 日曜・年末年始（12月29日から1月3日）

2. サービス内容

(1) 送迎

ご自宅の戸口又はその近くまでお迎えにまいります。

(2) 食事

季節感を取り入れ、お客様の健康に配慮した暖かい食事を提供いたします。

(3) 入浴

寝たままで入浴できる機械浴槽と、職員の介助を受けながら入浴する介助浴がございます。

(4) 活動内容

健康チェック、機能保持及び低下予防運動、手芸等創作活動、各種ゲームによる交流、季節行事等、さまざまなメニューを用意しております。

(5) 生活相談

ご自宅での介護上の悩みなどなんでもご相談ください。

3. 料金

下記の（１）基本料金の単位数と（２）の加算料金の加算単位数の合計に、厚生大臣が定める１単位の単価単位を乗じた額（１円以下切捨て）に（３）昼食費を支払っていただきます。

ただし、介護保険適用時には、基本料金と加算料金の合計額の１割相当額（１円未満）に昼食費を加えた額となります。

（１）基本料金表

・介護予防基本料金（１ヶ月） （ ）内は介護保険適用時の自己負担金

要支援1	23,862円(2,387円)
要支援2	46,664円(4,667円)

（２）加算料金（加算単位数）

アクティビティ加算（１ヶ月） ８６８円

ただし、介護保険適用時の自己負担額は、８７円です。

※上記料金の（１）（２）の自己負担額については、１日または１回あたりの介護保険報酬単価数に地域単価数（１０．７２）を乗じ、その１割相当額を切り捨てで算出するため、ご利用回数等により変動がございます。予めご了承下さい。

(3) 昼食材料費

1食あたり550円。

(4) その他の料金

上記の他、レクリエーション費用（行事諸経費を含みます）につきましては、お客様の自己負担となります。

(5) キャンセル料

ご通所日にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料をいただきます。

ご通所日の午前9時までにご連絡いただいた場合	無料
ご通所日の午前9時までにご連絡がなかった場合	昼食費相当分

4. お支払い方法

(1) 毎月、6日以降前月分の請求をいたしますので、請求後、18日頃までにお支払い下さい。

お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

(2) お支払い方法は、窓口現金払い、口座振込のいずれかにてお支払いできますので、ご契約の際にご指定下さい。

5. サービスのご利用方法

(1) 居宅サービス計画の作成を依頼している居宅介護支援事業者を通じてお申し込み下さい。

別途利用契約を締結した上で、サービスの提供を開始いたします。

(2) サービス利用期間の終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望される7日前までに文書でお申し出下さい。

②当社の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、自動的にサービスを終了いたします。

ア. お客様が他の介護保険施設に入所した場合

イ. お客様がお亡くなりになった場合

ウ. 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護度区分が、非該当（自立）と認定された場合

④その他

ア. 当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、お客様は文書で通知することによりすぐにサービスを終了することができます。

イ. お客様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上滞納し、料金を支払うように催促したにもかかわらず15日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背任行為を行なった場合は、文書で通知することによりすぐにサービスの利用契約を終了させていただくことがございます。

6. 当施設のサービス特徴等

(1) 運営の方針

①「水元在宅サービスセンター」では、老人福祉法及び介護保険法の理念に基づき、お客様のプライバシー保護に十分配慮しつつ、心のこもったサービスを提供できるよう努めております。

②施設スタッフの専門性を社会に還元すべく、介護福祉士やホームヘルパー要請の実習施設、あるいは官公庁や民間企業の職員研修等、さらには学生・生徒等に教育実習の場を提供いたします。

(2) サービスご利用のために

事項	有無	
男性介護員の有無	○	
従業員への研修の実施	○	年3回以上の研修を実施しています。
サービスマニュアルの作成	○	
身体的拘束	△	ただし、お客様の身体状況より車椅子からの転落の危険性がある場合等は、シートベルトをご着用いただく場合等がありますが、緊急な場合を除き、事前にご連絡いたします。
ボランティアの受け入れ	○	随時募集しております。

(3) サービスご利用にあたっての留意事項

①送迎時間の連絡

ア. サービス開始前に時間と搭乗場所の確認をいたします。

イ. 交通事情等により予定時刻に遅延する場合がございます。

②体調確認

ア. センター来所時、健康チェックを行います。

イ. その他、随時、様子観察を行い、体調が悪い場合は、ご家族に連絡いたします。

③サービスの中止・変更

以下の場合には、お客様又はご家族に連絡の上、サービスを中止又は変更する場合がございます。

ア．風邪、疾病等によりサービスを継続することが困難な時

イ．体調が悪くサービスを継続することが困難な時

ウ．天候不順（降雪・台風等）または災害等によりサービスの実施が困難な時

④送迎時間の変更

以下の場合には、お客様又はご家族に連絡の上、送迎時間を変更する場合がございます。

ア．営業時間等を変更する場合

イ．バスハイク等の行事实施に伴い、送迎時間に変更となる場合

ウ．天候不順（降雪・台風等）又は災害等により送迎時間を変更する場合

⑤時間変更

ご利用時間を変更される場合には、事前にご相談下さい。

⑥食事のキャンセル

昼食がご不要となった場合には、なるべく前日までにお申し出下さい。

⑦設備、器具のご利用

ア．快適に、安全にセンターをご利用いただくために、センター内の設備、器具をご利用される場合は、職員にお声をかけて下さい。

イ．車椅子・歩行器等につきましては、センターで用意してありますが、ご自分で使い慣れたものをご持参いただいても結構です。

⑧センター内での禁止事項

お客様は、施設内で次の行為を行わないで下さい。

ア．喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。

イ．政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を攻撃したりすること。

ウ．指定した場所以外で火気を用いること。

エ．故意または無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

7. 緊急時の対応方法

ご利用中に容態の変化等があった場合は、容態により救急車の手配を行なうほか、事前の打ち合わせにより、緊急連絡先、主治医、居宅介護支援事業者へ連絡いたします。

緊急連絡先

緊急 連絡先	氏名		契約書別紙に記載のとおり
	連絡先	電話番号	
		住所等	
主治医	病院名		契約書別紙に記載のとおり
	氏名		
	連絡先	電話番号	
		住所等	

8. 非常災害対策

①当施設においては、非常災害時に備えて、非常用食料・飲料水・医薬品等の備蓄を実施しております。

- ・ 万一の災害発生時の避難場所は下記のとおり指定されております。

第一避難場所 (当センター前)

第二避難場所 (広域避難場所)

②当施設の防火管理体制

- | | |
|-------|--------|
| 管理権原者 | 施設長 |
| 自衛消防隊 | ケアワーカー |
| 防火管理者 | 施設長 |

9. サービス内容に関する相談・苦情

①当施設ご利用相談・苦情担当

サービス担当窓口

電話：03-3607-7881

受付時間：月～土曜日 午前9時～午後5時30分

- | | | |
|---|---------------------|--------|
| a | 施設の運営管理、職員に関すること | 管理者 |
| b | お客様の生活、介護に関すること | ケアワーカー |
| c | 諸手続き、提供サービス全般に関すること | 相談員 |

②その他

当施設以外に、区市町村での相談・苦情窓口でも受け付けております。

葛飾区役所介護保険課 電話： 03-3695-1111

10. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 仁生社
代表者役職・氏名	理事長 加藤正弘
本部所在地・電話番号	東京都江戸川区東小岩2-24-18 03-3673-1221

契約を締結するにあたって以下の確認をしました。

平成 年 月 日

介護老人福祉施設のご利用開始にあたり、お客様に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 東京都葛飾区水元1丁目26番20号

名 称 水元在宅サービスセンター

説明者

氏 名 _____ 印 _____

私は、契約書及び本書面にて事業者から通所介護施設についての重要事項の説明を受けました。

お客様

ご住所

ご氏名 _____ 印 _____

(代理人) ご住所

ご氏名 印

(お客様とのご続柄)